第2 視 覚 障 害

級別	視 覚 障 害
1 級	両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が 0.01 以下のもの
2 級	1. 両眼の視力の和が 0.02 以上 0.04 以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損 失率が 95 パーセント以上のもの
3 級	1. 両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損 失率が 90 パーセント以上のもの
4 級	1. 両眼の視力の和が 0.09 以上 0.12 以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの
5 級	1. 両眼の視力の和が 0.13 以上 0.2 以下のもの 2. 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの
6 級	一眼の視力が 0.02 以下、他眼の視力が 0.6 以下のもので、両眼の視力の和が 0.2 を超 えるもの

二 身体障害者障害程度等級表の解説

1 総活的解説

- (1) 視力の屈折異常がある者については、眼科的に最も適当な矯正眼鏡を選び、矯正後の視力によって判定する。
- (2) 視力表は万国式を基準とした視力表を用いるものとする。
- (3) 視野はゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定する。ゴールドマン視野計を用いる場合、中心視野の測定には I / 2 の視標を用い、周辺視野の測定には I / 4 の視標を用いる。それ以外の測定方法によるときは、これに相当する視標を用いることとする。

2 各項解説

(1) 視力障害

ア 等級表中「両眼の視力の和」とは両眼視によって累加された視力の意味でなく、両眼の視力 を別々に測った数値の和のことである。これを図解すれば次の表のとおりである。

例えば一眼の視力 0.04、他眼の視力 0.08 ならばその和は 0.12 となり 4 級となる。

- イ 視力 0.01 にみたないものの内、明暗弁のもの又は手動弁のものは視力 0 として計算し、指数を弁ずるもの(50cm 以下)は 0.01 として計算する。例えば一眼明暗、他眼 0.04 のものは、視力の和は 0.04 となり 2 級となる。
- ウ 両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を 0 として取り扱う。例えば両眼 とも視力が 0.6 で眼筋麻痺により複視の起こっているものは一眼の視力を 0 とみなし 6 級となる。

0.1											0.2					
											5					
0.09										0.18	0.19					
										5	5					
0.08									0.16	0.17	0.18					
									5	5	5					
0.07								0.14	0.15	0.16	0.17					
								5	5	5	5					
0.06							0.12	0.13	0.14	0.15	0.16					
							4	5	5	5	5					
0.05						0.1	0.11	0.12	0.13	0.14	0.15					
						4	4	4	5	5	5					
0.04					0.08	0.09	0.1	0.11	0.12	0.13	0.14					
					3	4	4	4	4	5	5					
0.03				0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.11	0.12	0.13					
				3	3	3	4	4	4	4	5					
0.02			0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.11	0.12	0.22	0.32	0.42	0.52	0.62
			2	3	3	3	3	4	4	4	4	6	6	6	6	6
0.01		0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.11	0.21	0.31	0.41	0.51	0.61
		2	2	2	3	3	3	3	4	4	4	6	6	6	6	6
0	0	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6
	1	1	2	2	2	3	3	3	3	4	4	5	6	6	6	6
	0	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6
1.4-44		La a III.						I rn.							1 <i>k-k-</i> /a	

※ 横軸、縦軸は片眼の矯正視力。各枠内の上段は両眼の矯正視力の和、下段は等級を示す。

(2) 視野障害

- ア 「両眼の視野が10度以内」とは、求心性視野狭窄の意味であり、輪状暗点があるものについて中心の残存視野がそれぞれ10度以内のものを含む。
- イ 視野の正常域の測定値は、内・上・下内・内上60度、下70度、上外75度、外下80度、外95度であり、合計560度になる。
- ウ 両眼の視能率による損失率は、各眼毎に8方向の視野の角度を測定し、その合算した数値560で割ることで各眼の損失率を求める。さらに、次式により、両眼の損失率を計算する。損失率は百分率で表す。(各計算における百分率の小数点以下は四捨五入とし、整数で表す。)
 - (3 × 損失率の低い方の眼の損失率 + 損失率の高い方の眼の損失率)

4

エ 「両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野の生理的限界の面積が2分の1以上欠損している場合の意味である。したがって両眼の高度の不規則性視野狭窄又は半盲性視野欠損等は該当するが、交叉性半盲症等では、該当しない場合もある。この場合の視野の測定方法は、片眼ずつ測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで視野の面積を測定する。その際、面積は厳格に測定しなくてもよいが、診断書には視野表を添付する必要がある。

三 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、眼の障害は視力障害と視野障害とに区分し、原因の如何を問わずそれらの障害の永続する状態について、その障害を認定するために必要な事項を記載する。併せて、障害程度の認定に関する意見を付す。

- (1) 「総括表」について
 - ア 「障害名」について

障害の部位とその部分の機能障害の状態を記載する。(両眼失明、視野狭窄、視野欠損等)

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

視覚障害の原因となったいわゆる病名であり、障害の分野別に具体的な傷病名を記載する。 (糖尿病性網膜症、緑内障性視神経萎縮、ベーチェット病等)

傷病発生年月日の記載については、初診日でもよく、不明確な場合は推定年月を記載する。

ウ 「参考となる経過・現症」について

通常のカルテに記載される内容のうち、身体障害者としての障害認定の参考となる事項を適記する。

現症については、別様式診断書「視覚障害の状況及び所見」の所見欄に記載された事項から必要に応じて摘記する。

エ 「総合所見」について

傷病の発生から現状に至る経過及び現症を通じて身体障害者としての障害認定に必要な症状の固定又は永続性の状態を記載する。

成長期の障害、進行性病変に基づく障害、手術等により障害程度に変化が予測される場合は、将来再認定の時期等を記載する。

- (2) 「視覚障害の状況及び所見」について
 - ア 視力の測定は、万国式試視力表又はこれと同一の原理に基づく試視力表により、標準照度を 400~800 ルクスとし、試視力表から 5 m の距離で視標を判読することによって行う。
 - イ 屈折異常のある者については、矯正視力を測定するが、この場合最も適正に常用しうる矯正 眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力によるもので、眼内レンズの装着者についても、 これを装着した状態で行う。

ただし、矯正不能のもの又は医学的にみて矯正に耐えざるものは裸眼視力による。

- ウ 視野の測定には、ゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定する。ゴールドマン視野計を用いる場合、求心性視野狭窄等による中心視野の測定には I/2 の 視標を用い、周辺視野の測定には I/4 を用いる。それ以外の測定方法によるときは、これに相当する視標を用いることとする。
- エ 現症については、外眼、中間透光体及び眼底についての病変の有無とその状態を記載する。

四 障害程度の認定について

- (1) 視覚障害は視力障害と視野障害とに区分して認定し、それら両方が身体障害者障害程度等級表に掲げる障害に該当する場合は、身体障害認定基準の障害が重複する場合の取扱いにより、上位等級に認定することが可能である。
- (2) 視力については、光覚すなわち明暗の感覚の判らないものが眼科学的には視力 0 であるが、身体障害認定基準においては、明暗の感覚だけが判るもの (明暗弁)、目の前に差し出した手の動きが判る程度のもの (手動弁) までを含めて視力 0 とし、目の前 50cm 以内のところで指の数が判るもの (指数弁) は 0.01 として取り扱うこととする。
- (3) 視力の測定は矯正視力によることとされているが、眼科的に最も適正な常用しうる矯正眼鏡(コンタクトレンズ、眼内レンズを含む。)をもって測定されているかどうかの確認を行う必要がある。 なお、矯正不能の場合や両眼視の困難な複視の場合には、障害認定上の十分な配慮が必要である。
- (4) 視野障害の状態には周辺からほぼ均等に狭くなるもの(求心性狭窄)、ある部分だけが欠損し

て見えないもの(不規則性狭窄)、左右眼の視野の半分に欠損が現れるもの(半盲性 - 同側半盲、交叉半盲)等があるが、視能率を測定・記載するのは、求心性視野狭窄により両眼の中心視野がそれぞれ I/2 の視標で 10 度以内の場合である。この場合、輪状暗点があるものについて、中心の残存視野がそれぞれ I/2 の視標で 10 度以内のものも含むこととする。

- (5) 求心性視野狭窄において、視力の測定は可能であっても、 指定された I/2 の視標では視野が 測定できない場合があるが、この場合は、視能率による損失率 100% として取り扱う。
- (6) 乳幼児の視覚障害の認定時期については、事例にもよるが、医学的に判定が可能となる年齢は、一般的には概ね満3歳時以降と考えられるので、その時期に障害認定を行うことが適当である。ただし、視覚誘発脳波(VEP)、選択視(PL 法)にて推定可能なものは、3歳以下で認定しても差し支えない。

なお、成長期の障害、進行性の障害、近い将来手術の予定される場合等については、将来再認定の要否等について明確に記載する必要がある。

五 疑義解釈

[視覚障害]

- 1. 2歳児で、右眼摘出による視力 0 、左眼視力 測定不能 (瞳孔反応正常) の場合、幼児の一般的 な正常視力 $(0.5\sim0.6)$ をもって左眼視力を推定 し、両限の視力の和を $0.5\sim0.6$ として 6 級に認 定することは可能か。
- 2. 片眼の視力を全く失ったものでも、他眼の矯正視力が 0.7 以上あれば視力障害には該当しないが、片眼の視野が全く得られないことから、視野の2分の1以上を欠くものとして視野障害として認定できるか。
- 3. 視力、視野ともに認定基準には該当しないが、 脳梗塞後遺症による両眼瞼下垂のため開眼が困 難で、実効的視力が確保できない場合はどのよう に取り扱うのか。
- 4. 外眼筋麻痺等による斜視により、両眼視が不可能な場合は、認定基準の「両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を 0 として取り扱う」との規定を準用し、両眼視のできない複視と同様に捉えて障害認定を行ってよいか。
- 5. 認定基準には、「「両眼の視野が 10 度以内」とは、求心性視野狭窄の意味であり」と記載されているが、これは視野が 10 度以内でなければ、求心性視野狭窄ではないということか。

乳幼児の視力は、成長につれて改善されるのが 通常であり、この場合の推定視力は永続するもの とは考えられず、6級として認定することは適当 ではない。

障害の程度を判定することが可能となる年齢 (概ね満3歳)になってから、認定を行うことが 適当と考えられる。

視野の2分の1以上を欠くものとは、片眼ずつ 測定したそれぞれの視野表を重ね合わせた上で面 積を算定するため、片眼の視力0をもって視野の 2分の1以上の欠損としては取り扱わないことと なっており、この場合はいずれの障害にも該当し ないと判断することが適当である。

眼瞼下垂をもって視覚障害と認定することは適 当ではない。

両眼視のできない場合を、全て複視と同様に扱うことは適当ではないが、明らかな眼位の異常等により両眼視ができない場合は、複視と同等に取り扱って認定することは可能である。

求心性視野狭窄の判断は、一般的に、視野が周辺からほぼ均等に狭くなる等の所見から、診断医が総合的に判断するものであり、視野が 10 度以内のものと限定しているものではない。

認定基準上の求心性視野狭窄は、原因疾患にかかわらず、上記により診断医が求心性視野狭窄が認められると判断した場合で、かつ、視野の測定にゴールドマン視野計を用いる場合には I / 4の視標による測定の結果、両眼の視野がそれぞれ 10度以内である場合を対象としている。

- 6. 視野障害の認定について、次のような中心視 野の判断を要するような事例の判断について、
 - ア. 中心視野を含めた視野全体について、I / 2の視標のみを用いて測定した結果で申請が出ているが、どのように判断すべきか。
 - イ. 矯正視力が右 0.7、左 0.3 のもので、I / 4 の視標を用いた視野表では左右とも 10 度以内で視野障害 $3 \sim 4$ 級程度と認められるが、I / 2 の視標を用いた中心視野表では視標そのものが見えず、視能率による損失率 100%となる場合は、視野障害 2 級として認定して差し支えないか。
 - ウ. 求心性視野狭窄とは認められないと診断 医は判定しているが、I/2及びI/4の視標を用いて測定すると、いずれにおいても視野が 10 度以内となる場合は、どのように認定するのか。

認定基準における視野の測定は、求心性視野狭窄が認められる場合、ゴールドマン視野計を用いる場合には、まず I/4 の視標を用いて周辺視野の測定を行い、I/4 の指標での両眼の視野がそれぞれ 10 度以内の場合は、I/2 の視標を用いて中心視野の測定を行い、視能率の計算を行うこととしている。

したがって、

- ア. 視野障害の判断については、I / 4の視標による周辺視野の測定が不可欠であり、I / 2の視標による計測結果のみをもって判断することは適当ではない。
- イ. 本事例については、まず求心性視野狭窄と認められるか否かについて診断医に確認が必要である。その上で、求心性視野狭窄と認められ、I/4の視標による視野がそれぞれ10度以内であり、中心視野についてI/2の視標を用いて測定した場合の視能率による損失率が100%であれば、中心視力があっても2級相当として認定することが適当と考えられる。
- ウ. 本事例については、診断医が求心性視野狭窄とは認められないとしていることから、I/4の視標での測定結果が 10 度以内ではあるが、「両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの」として 5 級に該当するものと考えられる。

		身体障害者診断	書・	意	見	書		審査者	ap (30)	表	障害和 等 -	望度 級	鉄道道 割	質引
· 新	8括3	表	視り	艺	障害	客 月	Ħ		<u> </u>	<i>の</i>		級		種
	氏	名		·			明大昭平	E 4:	丰 (月	日 才)	男	・女	:
	住	所												
	1	障害名(部位を明記)			*******		** *							
	2	原因となった 疾病・外傷名						労災、 疾病、5					傷、)	,
	3		昭和 平成		年		月	日・	揚所					
	4	参考となる経過・現症(エ	ックス	線写	真及	び検:	查所見	を含む。	.)					
			宇 固定	巨叉?	ま障害	孫確 定	医(推)]和 4成	年	ī	月 ——·		B .
	\$	総合所見												
	(G)	将来再認定の必要性 要 再認定を付した理山	・不要	(再	※将来	(円部2	定を「婆	年 夏」とする ⁵ 野化] する。	場合はい		^を ○で !	囲んで ′	ください	۰,۲۰
<u> ?</u>	そ	の他参考となる合併症状												
上記の	근 (かとおり診断する。併せて 平成 年 月 病院又は診 所 そ 診療担当科	療所の E	Ħ	į.	す。	医師	下 氏名					((a)
		専者福祉法第15条第3項 専の程度は、身体障害者 ・該 当 つ ・該当し	福祉法 する	別表	に掲げ	げる		等級につい ご 省)	かても	参考加	意見を	· 記入]	l	
		1. 障害名には現在起って 障害などを記入し、原因 窄等原因となった疾患名 2. 障害区分や等級決定の お問い合わせする場合か	図となっ 4を記入 のため、	たが して 地	灰病に て下さ 方社会	[は、 [14。	角膜	昆濁、先	天性難	糖、	脳卒中	、僧⊫	帽弁膜	狹

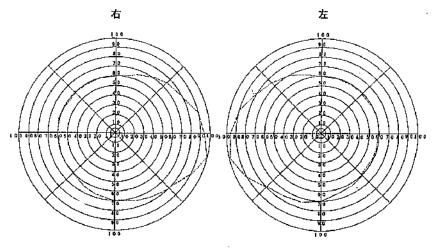
久留米市

視覚障害の状況及び所見

1 視 力

	裸眼	矯正	<u> </u>			
右	(×	DCy1	DAx)
た	. (,	×	DCyl	DAx)

- 2 視 野 (視野障害が認められる場合にのみ、記入すること。)
 - (1) 使用した視野計 (いずれかに〇を記入すること。) 【ゴールドマン視野計 , 自動視野計 , その他 ()]
 - (2) 測定に用いた指標 ()



視野障害の計測は点線で囲まれた正常視野の範囲内で行うものとする。

※ 視野はゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定する。ゴールドマン視野計を用いる場合、中心視野の測定には I / 2 の指標を用い、用辺視野の測定には I / 4 の指標を用いる。それ以外の測定方法によるときは、これに相当する指標を用いることとする。

3 中心視野(求心性視野狭窄の症状がある者のみ記入) ・ゴールドマン視野計を用いる場合、測定に用いた指標() 右 左									
内上	E-591	上夕 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10							
下内 上 上外 右 度 度	外	下 下内 下内 下内 下内							
上 上 左 度 度	外 外 下 下 下 内 内 上 度 度 度 度 度 度	計④ 視能率③ 損失率⑥ % % 度 (④÷560×100) (100-⑤)							
<u>(3)</u>	と⑥のうち大きい方)+ (③と⑥のうち 	小さい方)×3 							
4 現 症	·	左							
外眼									
中間透光体									
	11-1-1								

記載例

身体障害者診断書・意見書

 審査者印
 別
 表
 障害程度
 軟道運貨等

 の
 級
 動

 の
 級
 種

総括表

祖 覚 障 害 用

極位衣
氏名 〇 〇 〇 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
^{住 所} 久留米市〇〇町〇〇番地
① 障害名 (部位を明記) 両眼視力障害、視野障害(求心性視野狭窄)
② 原因となった 網膜色素変性症 交通、労災、その他の事故、戦傷、 疾病・外傷名 網膜色素変性症 戦災、疾病、先天性、その他()
③ 疾病・外傷発生年月日 昭和 平成 日・場所
③ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。) 昭和40年頃より夜盲を自覚。その後徐々に悪化している。 平成18年2月に両)白内障手術をする。 検査上求心性視野狭窄を認める。 障害固定又は障害確定(推定) 昭和 / 4 年 4 月 2/日
(型) 総合所見 視力 右 0,04 左 0,04 (3級) 視野 両眼の視野 10 度以内、損失率 93%
(6) 将来再認定の必要性 要・不要 (再認定の時期 年 月) 再認定を付した理由 ※将来再認定を「甕」とする場合はいずれかを〇で囲んでください。 症状が「軽快・悪化」する見込みがあるため。
⑦ その他参考となる合併症状
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 平成 19 年 4 月 21 日 ○ ○病院 病院又は診療所の名称 所 在 地 ○○中○○叮○○番地 診療担当科名 眼 科 医師氏名 ○ ○ ○ ●
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 【障害程度等級についても参考意見を記入】 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (2 級相当) ・該当しない
Shorter of Balancia his his his agent safety and a safety of the safety

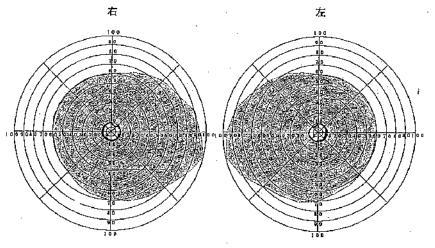
- 注意 1. 障害名には現在起っている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能 障害などを記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭 窄等原因となった疾患名を記入して下さい。
 - 2. 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。

視覚障害の状況及び所見

1 視 力

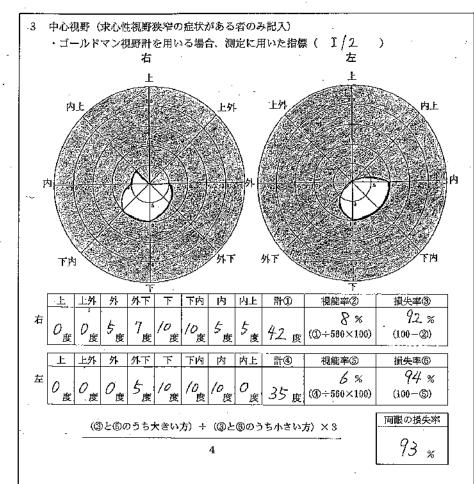
	裸眼	矯正				
右	0.04	(矯正不能	£ X	DCy1	DAx	.)
左	0.04	(烤。正不能	٤×	DCy1	DAx)

- 2 視 野(視野障害が認められる場合にのみ、記入すること。)
 - (1) 使用した視野計 (いずれかに〇を記入すること。) 【ロールドマン視野計 , 自動視野計 , その他 ()】
 - (2) 測定に用いた指標 (1/4)



視野障害の計測は点線で囲まれた正常視野の範囲内で行うものとする。

※ 視野はゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定する。ゴールドマン視野計を用いる場合、中心視野の測定には1/2の指標を用い、周辺視野の測定には1/4の指標を用いる。それ以外の測定方法によるときは、これに相当する指標を用いることとする。



4 現

	右	-	左 .
外 限	異常なし		異常なし
中間透光体	軽度後発白内障あり		眼内レンズ正常
限 底	色素変性が黄斑部まで及んでいる		右に同じ